

勤務形態一覧表は4週分のものではなく、暦月(毎月1日から末日)分のものを作成します。

記載例

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

( 30年 ○ 月分) サービス種類 ( 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション )

単位ごとに別葉で作成してください。

事業所番号( 1234567890 ) 事業所名( 日本大通りクリニック デイケアセンター )

1単位目 定員: 20名

通所リハビリテーションと介護予防リハビリテーションの両サービスの指定を受けているのであれば、職員は両サービス・金・主・日 サービス提供時間: 7時間 00分  
 医師の勤務時間は、本体施設(老健又は病院・診療所)の勤務時間を再掲してください。  
 通所リハビリテーションと介護予防リハビリテーションの両サービスの指定を受けているのであれば、職員は両サービスを兼務していることになるので、勤務形態は常勤であればB、非常勤であればDになります。

職種	勤務形態	資格	氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30																														〇月の合計	常勤換算後の人数					
				金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土							
管理者	B	医師	神奈川 太郎	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	176	-	
理学療法士	B	理学療法士	横須賀 二郎	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	176	1	
理学療法士	B	理学療法士	横浜 三郎	4	4	4	4	4				4	4	4	4	4				4	4	4	4	4				4	4	4	4	4				4	4	88		
作業療法士	D	作業療法士	川崎 月子		8		8					8		8						8		8					8		8							8		88		
言語聴覚士	D	言語聴覚士	相模 さくら	8		8		8				8		8						8		8					8		8							8		88		
				理学療法士等 計																												440	2.5							
看護職員	D	看護師	茅ヶ崎 しおり	3	3	3						3								3		3	3	3	3				3	3	3	3	3				3	3	66	
				看護職員 計																												66	0.3							
介護職員	B		鎌倉 小町	8	8	8						8								8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	176	1	
介護職員	B		藤沢 一郎	8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	176	1	
介護職員	D		小田原 梅子	7		7		7				7		7						7		7		7				0		7		7				7		84		
計				介護職員 計																												436	2.4							

勤務形態 A 常勤専従 B常勤兼務 C非常勤専従 D非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 5日 (a) 週 40時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 8時間 (c)

〇月の常勤職員が通常勤務すべき日数 22.0日 (d)

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足し上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 + (月の日数 - 28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) 176時間 (e)

常勤換算 常勤専従職員(予防との兼務は専従とみなす)の人数 + (非常勤職員等の勤務時間数合計 ÷ 常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))

非常勤の休暇は名目を問わず勤務時間から除き、常勤換算の際にも考慮しません。

常勤職員は、他の職務を兼務していないのであれば、合計時間数に係らず常勤換算は1となります。常勤職員が他の職務を兼務している場合、非常勤職員の場合、月中に採用、又は、退職の場合は、「それらの人の勤務合計時間 ÷ 常勤職員の勤務すべき時間数」で常勤換算数を算出します。ただし、非常勤職員が勤務時間数として算入することができるのは常勤職員の勤務すべき時間数までとなります。

理学療法士等、看護職員、介護職員の別で算出します。  
 例) 理学療法士等  
 (88+88+88) ÷ 176 = 1.5  
 1 + 1.5 = 2.5